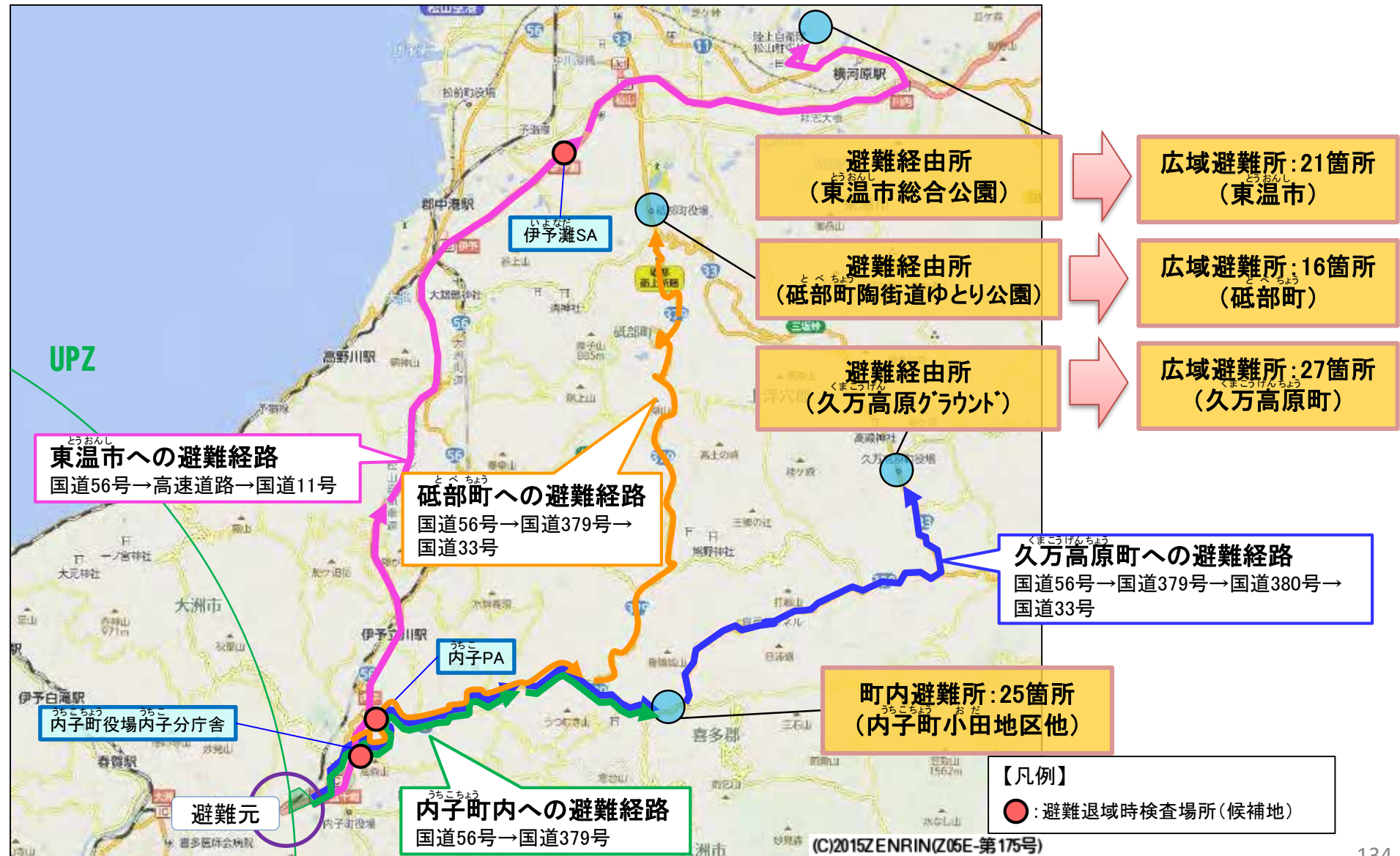


➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



UPZ内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護施設）において屋内退避を実施。



避難経路:
大島港→[船舶移動(定期船・自家用船舶等)]→八幡浜港→市民スポーツセンター(一時集結所)→愛媛県総合運動公園(避難経路所(松山市))

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施